

< 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ころとからだ やさしさに包まれて >

利用料金表（利用者負担金）（別紙1）

1. 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が非該当と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】通常時間帯（24時間 365日）月あたりの定額払い

要介護度	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費Ⅱ 単位数	看護利用時に追加される 単位数
要介護1	5,446	2,961
要介護2	9,720	2,961
要介護3	16,140	2,961
要介護4	20,417	2,961
要介護5	24,692	2,961

【加算及び減算料金】

項目	概要	単位数	
		要介護度	
通所介護サービス 利用時の減算額 （1日あたり）	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
短期入所サービス 利用時の日割り金額 （1日あたり）	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合は、日割り計算になります。	要介護1	179
		要介護2	320
		要介護3	531
		要介護4	672
		要介護5	812
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位	
サービス提供体制加算（I）※	介護福祉士が60%以上	1月につき 750単位	
総合マネジメント体制強化加算 ※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。	1月につき 1,200単位	

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1月につき 所定単位×24.5%
同一建物減算	事業所同一の建物に居住する利用者について減算されます。	1月につき 600単位を減算

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

◇ 介護報酬告示額に、地域区分毎の単価（1単位＝10.21円）と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

◇ 訪問看護と連携する場合の料金説明については、連携する訪問看護事業所から行います。

◇ 総合マネジメント体制強化加算の厚生労働大臣が定める基準とは

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画について、利用者の環境に応じ、多職種共同で随時適切に見直しを行っている
- ② 地域連携を図り、事業所が提供可能なサービス内容を病院等関係機関に対し日常的に情報提供していること

（その他）

提供したサービスが法定代理受領サービスに該当しない場合は、利用者は事業者へ一旦全額を支払い、事業者は利用者へサービス提供証明書及び領収証を交付します。利用者は、サービス提供証明書及び領収証により市へ償還払い申請を行い、差額の払い戻しを受けます。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信及び通話により発生する通信料金については、利用者にご負担いただきます。

※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、一定の無料通話料金の超過分をご負担いただきます。

(2) モバイル端末

サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

(3) キャンセル料

利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し受けます。ただし、ご利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用の前日 18:00 まで	無 料
サービス利用の前日 18:00 から	500 円（税別）

サービスの提供にあたっては、実施地域外であっても交通費は請求しません。

費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとします。

（2024 年 4 月 1 日）

株式会社権兵衛